



時々、日中も涼しい日があり、どんどん季節は秋になっていっています。あんなに暑かった夏からの急な変化に、皆さんは体調を崩されてはいないでしょうか。今年は猛暑でしたが、冬は例年より寒くなると予想されるようです。

さて、10月となりましたが、そろそろ保険会社各社から保険料の控除証明書が届く時期となりました。年末調整まで大切に保存をお願いいたします。年末調整が近づいてきましたので、年末調整に強引にかけまして、

今月のテーマ: 従業員の給与に関する所得税の手続きについて

従業員の方が、入社(就職)されてから退職するまでの所得税(源泉徴収税)に関する手続きについて、一通りご説明させていただきます(社会保険や住民税等、所得税以外の部分については今回含めていません)。本年入社された方については、年末調整の際に必要な書類等もございますので、今のうちに御用意をお願い致します。

1. 入社(就職)時

(1)他に給与所得が無い方、又は、他に給与所得がある方で、こちらが主たる給与を受ける会社(事業所)である場合

『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』を本人が記入して、会社(事業所)に提出(年末調整時に必要です)

その年(今年は平成22年分)の申告書の記入をお願い致します。

(2)他に給与所得がある方で、他の会社(事業所)が主たる給与で、こちらが従たる給与の場合

次に該当する人は、『従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書』を提出する事が出来ます。

次のAの金額よりBの金額が多い人で、従たる給与から配偶者控除や扶養控除を受けようとする人

A その年中に主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等の総額の見積額から、給与所得控除額とその年中に支払う社会保険料及び小規模企業共済等掛金の控除額の見積額を控除した金額

B その人に適用される配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額及び基礎控除額の合計額

以外の人

所得税の手続として提出するものはございませんが、源泉徴収票を作成する上で、次の項目の内容が必要となりますので、履歴書等で御確認下さい。

・氏名(読み仮名) ・生年月日 ・住所 ・入社日

(3)本年中において、入社(就職)時以前に、他の会社(事業所)で給与所得(前職)があった場合は、その会社(事業所)から受取られた、『源泉徴収票』を、上記『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』に添付して提出して下さい。

入社時の、『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』の提出漏れを多く見かけます。従業員の方が入社されましたら、必ず『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』の記入及び保存をお願い致します。又、『前職の源泉徴収票』が、就職時になく取り寄せが年末になり、時間が掛かる場合がありますので、早めのご用意をお願い致します。

2. 給与支払時

上記1.で提出された『扶養控除等(異動)申告書』の内容に基づき、所得税額の計算を行います。『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』の提出がある場合には、給与額と扶養の人数に応じて「甲欄」により、提出が無い場合又は、『従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書』の提出がある場合は、「乙欄」により計算致します。つまり、本来、『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』の提出が出来るにも関わらず、提出が無い場合には、提出があるまで「乙欄」により所得税を預かる事になります。

3. 『扶養控除等(異動)申告書』の内容に変更があった場合

既に提出されている『扶養控除等(異動)申告書』を訂正していただくか、再度提出していただきます。従業員御本人の結婚等で、苗字に変更があった場合には、後々繋がりがわかるように、免許証等のコピーの添付をおすすめします。

4. 退職時

(1)退職年の源泉徴収票を作成して本人にお渡し下さい。(確定申告時、又は、次の就業先で必要となります)

(2)退職金(退職金には、退職したことにより支払われるすべてのものが含まれますので、本来の退職手当のほかに功労金や解雇予告手当金などを支給しても退職金に含めます)を支払われた場合は、次の区分に応じて源泉徴収をして原則として、翌月の10日までに納めなければなりません。

『退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)』の提出がある場合

勤続年数に応じて、下記の計算により源泉徴収を行ってください。

・(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除) × $\frac{1}{2}$ = 退職所得(1,000円未満切捨て)

・退職所得 × 所得税の税率 = 源泉徴収税額(100円未満切捨て)

< 退職所得控除 >

勤続年数(=A)	退職所得控除額	勤続年数の計算方法
20年以下	40万円×A(80万円に満たない場合には、80万円)	例)勤続年数が10年2ヶ月の場合は端数の2ヶ月を1年に切り上げて、11年として計算します。
20年超	80万円+70万円×(A-20年)	

< 所得税の税率 >

課税される所得金額	税率	控除額	課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円	695万円を超え900万円以下	23%	636,000円
195万円を超え330万円以下	10%	97,500円	900万円を超え1,800万円以下	33%	1,536,000円
330万円を超え695万円以下	20%	427,500円	1,800万円超	40%	2,796,000円

『退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)』の提出がない場合

この場合には、退職金の支給額(退職所得控除額の控除前の金額)に20%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収します。この場合、退職金の受給者本人が確定申告をして、と同様の計算を行い精算することになります。

退職の際に寸志や饗別などの名目で、小額の支払いがあった場合でも、それが退職に伴い支払われる金銭であれば、退職所得とみなされ、『退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)』の提出がない場合には一律20%の源泉徴収をして支給する必要があります。つまり、退職の際に金銭の支払いがある場合には、少額であっても『退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)』の記載をして会社(事業所)に提出していた方が、退職所得控除額の範囲内の支払いの場合、会社(事業所)は源泉徴収の手続きも必要なく、本人は確定申告により還付手続きをする必要もありませんので、『退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)』の記載をお勧めします。

《用紙は税務署にも用意してありますが、こちらからも入手できます》

『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm

『従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書』 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_07.htm

『退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)』 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_37.htm

< 10月のカレンダー >

8	金	*元氣玉全国会(大半の職員が参加させて顶きますので、お客様には御迷惑をお掛けいたしません。どうぞ宜しくお願い致します。)
12	火	*源泉所得税(9月分)の納付期限
14	木	*将軍の日
31	日	*8月決算法人の確定申告・納付期限 *9月分の社会保険料の納付期限 *2月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年額400万円超の5月・11月決算法人)

月末が日曜日の為、提出・納付期限は11月1日(月)となります。

< 将軍の日 >

将軍の日の日程は次の通りとなっております。10月14日開催の将軍につきましては、10月12日の祭日及び10月8日は元氣玉全国会に参加させて頂きますので、準備期間を頂きたいと思います。誠に勝手ながら、締め切りを10月6日にさせて頂きますのでよろしくお願い致します。

開催日	対象者	申込期限
10月14日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月6日(水)
11月18日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月15日(月)
12月9日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月6日(月)